

第1章 通則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第173条の6の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 契約担当者 市長又はその委任を受けて契約の締結をする者をいう。
- (2) 契約者 契約担当者と契約の締結をする者をいう。
- (3) 監督職員 契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた補助者をいう。
- (4) 検査職員 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた補助者をいう。
- (5) 電子入札 電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機と入札する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札（次号の入札を除く。）をいう。
- (6) インターネット市有財産売払い入札 インターネット上での市有財産の売払いに係るシステムであつて、市長が指定する者が提供するものを利用して行う市有財産の売払いに係る入札をいう。

(契約の原則)

第3条 契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実に履行しなければならない。

(契約担当者の遵守事項)

第4条 契約担当者は、次に掲げる事項を遵守して不利益な契約を締結しないようにしなければならない。

- (1) 財務に関する法規を熟知し、厳正な運営を図ること。
- (2) 物価の変動、需給の状況等経済情勢を絶えず調査研究すること。
- (3) 予定価格の見積りを厳正かつ適正に行うこと。
- (4) 契約者の信用状態を的確に把握すること。

2 契約担当者は、契約履行の確保を図るようにしなければならない。

第2章 契約締結の方法

第1節 一般競争入札

(入札参加者の資格の公示)

第5条 市長は、令第167条の5の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格審査申請の時期、方法等を岩倉市公告式条例（昭和46年岩倉市条例第2号）の例により公示するものとする。

2 契約担当者は、前項の規定により公示した場合においては、その定めるところにより、一般競争入札に参加しようとする者の参加資格審査申請を待つて、定期又は随時に、その者が当該資格を有するかを審査しなければならない。

3 契約担当者は、第1項の資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

4 契約担当者は、第2項の規定により資格の審査をしたときは、第1項の資格を有すると認めた者及び資格がないと認めた者にそれぞれ必要な通知をしなければならない。

(不正契約者等の報告)

第6条 契約担当者は、令第167条の4第2項各号に掲げる場合に該当すると認める者があつたときは、速やかにその者の住所及び氏名並びにその事実を市長に報告しなければならない。

(入札の公告)

第7条 契約担当者は、入札に付そうとするときは、その入札期日（電子入札及びインターネット市有財産売払い入札にあつては、入札期間の末日）の前日から起算して少なくとも10日前までに入札の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札についての公告事項)

第8条 前条の規定による公告には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札執行の場所及び日時（電子入札及びインターネット市有財産売払い入札にあつては、入札期間並びに開札の場所及び日時）
- (5) 入札の無効に関する事項
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) その他必要な事項

(入札保証金の額)

第9条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者に、その見積もる金額の100分の5（インターネット市有財産売払い入札にあつては、予定価格の100分の10）以上の入札保証金を納めさせなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第10条 前条の規定による入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下この項において「銀行等」という。）に対する定期預金債権
- (3) 銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行等の保証
- (5) インターネット上での市有財産の売払いに係るシステムを管理する事業者の保証

2 前項に定める担保の価値は、国債及び地方債にあつては政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額、その他の債券にあつては額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8の金額、定期預金債権にあつては債権金額の10分の10の金額、小切手にあつては券面金額、保証にあつてはその保証する金額によるものとする。

(入札保証金の納付の免除)

第11条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5の規定により市長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要ないと認めるとき。

(入札保証金の還付等)

第11条の2 入札保証金は、入札終了後直ちに還付する。ただし、落札者にあつては、契約を締結したときに還付する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があつたときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(入札の無効)

第12条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札（電子入札にあっては、所定の日時まで契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされない入札）
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があつた入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札（電子入札にあっては電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）及び当該電子署名に係る電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書であつて、同法第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書をいう。）のない入札、インターネット市有財産売払い入札にあっては記名のない入札）
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 入札書に添付して提出することが求められる工事費等の内訳書を提出しない者又は不備のある工事費等の内訳書を提出した者のした入札
- (12) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(予定価格の作成)

第13条 契約担当者は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載した書面を封入し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、市長が認める場合は、封入しないことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、契約担当者は、電子入札に付する場合にあっては、同項本文の規定により予定価格を記載した書面を封入し、開札の際これを開札場所に置くことに代えて、開

札の日時までには予定価格をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルで正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための装置が講じられているものに記録しなければならない。

(予定価格の決定方法)

第14条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格の作成)

第15条 契約担当者は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内において定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第13条に規定する予定価格に併記しなければならない。

(入札)

第16条 入札書は、1件ごとに1通を作成しなければならない。

2 代理人により入札するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。

(入札又は開札の中止)

第17条 契約担当者は、天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札又は開札を中止することができる。

(落札の通知)

第18条 契約担当者は、落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知しなければならない。

(せり売り)

第19条 契約担当者は、動産の売払いについて、特に必要があると認めるときは、本節の規定に準じてせり売りに付することができる。

第2節 指名競争入札

(入札参加者の資格及び公示)

第20条 市長は、令第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定

め、指名競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格審査申請の時期、方法等を岩倉市公告式条例の例により、公示するものとする。

(指名基準)

第21条 市長は、第23条で準用する第5条第3項に規定する名簿に記載された者の中から、入札に参加する者を指名する場合の基準を定めるものとする。

(入札者の指名)

第22条 契約担当者は、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第8条第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 第5条第2項から第4項まで、第6条及び第9条から第18条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第3節 随意契約

(随意契約の限度額)

第24条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる契約は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額以下のものとする。

(令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約の手続)

第24条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(見積書の徴取)

第24条の3 契約担当者は、随意契約による契約をしようとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、見積書を徴さないことができる。

(予定価格の決定)

第25条 契約担当者は、随意契約によろうとしたときは、あらかじめ第14条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第3章 契約の締結

(契約書の作成)

第26条 契約担当者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

(契約書の記載事項)

第27条 契約書には、契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約保証金
- (2) 契約履行の場所
- (3) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (4) 履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 権利義務の譲渡等の禁止
- (6) 危険負担
- (7) 契約不適合責任
- (8) 監督及び検査
- (9) その他必要な事項

2 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約の場合には、前項の規定によるほか、同法第19条の規定によらなければならない。

3 市長は、必要があるときは、前2項の規定により標準となるべき契約書の書式を定めるものとする。

4 契約担当者は、前項の書式が定められたときは、当該書式に準拠して契約書を作成しなければならない。

(契約書の省略)

第28条 契約担当者は、次に掲げる場合には、第26条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の金額が300,000円を超えないとき。
- (2) せり売りに付すとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 随意契約で市長が契約書を作成する必要がないと認めたとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においても、契約の金額が100,000円を超えるときは、契約に関し必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類を作成しなければならない。

(仮契約書の作成)

第28条の2 契約担当者は、議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、議会の議決があつた後本契約を締結する旨を記載した仮契約書を作成しなければならない。

(契約保証金の額)

第29条 契約担当者は、契約の相手方をして、契約金額（インターネット市有財産売払い入札にあつては、予定価格）の100分の10以上の保証金を納めさせなければならない。

(契約保証金に代わる担保)

第30条 第10条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。

2 前項のほか、契約保証金の納付は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証の提供をもつて代えることができる。

3 前項に定める担保の価値は、その保証する金額とする。

(契約保証金の納付の免除)

第31条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定める資格を有するものと契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないことになるとおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、指名競争入札又は随意契約による契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。

(契約保証金の還付)

第31条の2 契約担当者は、契約者が契約内容に従って履行した後、契約保証金を還付するものとする。ただし、財産の売払いに係る契約において納付された契約保証金は、売払代金に充当することができる。

第4章 契約の履行

(履行遅延による違約金)

第32条 契約担当者は、履行期限までにその債務を履行しない場合には、第34条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数に応じ、未履行部分相当額に対し年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する違約金を納めさせなければならない。

(債務不履行による損害賠償)

第33条 契約担当者は、第37条第1項の規定により契約を解除したときは、これによつて生じた損害を賠償させなければならない。

(履行期限の延長等)

第34条 契約者は、天災地変等やむを得ない理由により履行期限内に履行することができないときは、その理由を明らかにして履行期限の延長又は事業の一部休止を申し出ることができる。

2 契約担当者は、前項の申出があつたときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り、履行期限の延長又は事業の一部休止を認めることができる。

(下請負の制限)

第35条 契約担当者は、契約者が委託その他何らの名義をもつてするを問わず、その請け負つた工事の全部を一括して他人に請け負わせるようなことをさせてはならない。

2 契約担当者は、契約者がその請け負つた工事の一部を他人に請け負わせようとするときは、事前に届出させなければならない。

3 契約担当者は、前項の届出についてその下請負が不相当であると認めるときは、契約者に対し、その下請負の中止又は変更を求めることができる。

(契約内容の変更)

第36条 契約担当者は、技術、予算その他やむを得ない理由があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更することができる。

2 契約担当者は、工事の請負契約で設計変更に基づき契約金額を変更するときは、変更設計工費

に当初の契約金額と原設計工費との比率を乗じて算出しなければならない。この場合における計算は、前乗後除の方法によるものとする。

3 契約担当者は、契約内容の変更協議が調ったときは、第26条又は第28条第2項の規定により遅滞なく変更契約書、変更請書等を作成しなければならない。

(契約担当者の解除権)

第37条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約者の責に帰する理由により、履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。
- (2) 契約者が契約の重要な事項に違反したとき。
- (3) 契約の履行について不正行為があつたとき。
- (4) 監督職員又は検査職員が、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際しその職務執行を妨げたとき。
- (5) 工事の請負契約において、契約者が建設業法の規定により、営業の停止を受け、又は許可を取り消されたとき。

2 工事又は製造の請負契約において、公益に関する事由により契約を履行することができないときは、契約担当者は、履行できない部分について契約を解除することができる。

3 前2項の規定により契約を解除したときは、履行済みの部分について、相当と認める金額を支払うことができる。

(契約者の解除権)

第38条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者をして契約を解除させることができる。

- (1) 第36条第1項の規定により契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 工事又は製造の請負契約において、契約担当者の責に帰すべき契約履行の中止期間が所定の履行期間の10分の5を超えたとき。
- (3) 契約担当者の責に帰すべき事由によつて契約の履行が不能となつたとき。

(契約解除の方法)

第39条 契約の解除は、書面により通知しなければならない。

(前金払)

第39条の2 保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の10分の4を

超えない範囲内において前金払をすることができる。

- 2 前項の規定により前金払をした公共工事に要する経費については、前項の前金払に追加して、当該経費の10分の2を超えない範囲内において前金払をすることができる。
- 3 契約担当者は、前2項の規定により前金払をするときは、契約者から保証証書を寄託させなければならない。

(契約解除による精算)

第40条 契約担当者は、前払金及び部分払金を受けた契約者が第37条第1項の規定により契約を解除されたときは、前払金又は部分払金を受領した日から契約解除した日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額に相当する利息を付して、契約担当者の指定する期日までにその受けた前払金又は部分払金を返還させなければならない。

- 2 契約の一部を解除したときは、解除しない部分に相当する代価と前項の規定により返還すべき金額を差し引き、精算する。

(危険負担)

第41条 契約の履行前に契約担当者及び契約者双方の責に帰することができない理由により生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約者が善良な管理者としての注意を怠らなかつたと認められるときは、市は相当の損害を負担することができる。

(売払代金の完納時期)

第42条 財産の売払代金は、法令に特別の定めがある場合のほか、その引渡しの時まで、又は移転の登記若しくは登録の時までに完納させなければならない。ただし、官公署との契約については、この限りでない。

(貸付料の納付時期)

第43条 財産の貸付料は、別に定めがある場合のほか、前納させなければならない。ただし、貸付期間が6月以上にわたるものについては、分割して定期に前納させることができる。

(完了通知)

第44条 契約担当者は、契約者が工事又は製造の請負契約について、その工事又は製造が完了したときは、直ちに完了通知を提出させなければならない。

(監督及び検査)

第45条 法第234条の2第1項に規定する監督又は検査は、契約担当者が自ら又は補助者に命じて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、軽易な物品の納入検査については、物品供用職員を検査職員とし、検査するものとする。

(監督職員の一般的職務)

第46条 監督職員は、当該請負契約の履行について仕様書、設計書その他関係書類に基づき、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験、検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をするものとする。

- 2 契約担当者から監督を命ぜられた補助者は、契約担当者に監督の実施状況について報告しなければならない。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約者の義務を不当に妨げることのないようにするとともに、その実施に当たって知り得た契約者の秘密に属する事項は、これを他に洩らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

第47条 検査職員は、当該請負契約についての給付の完了の確認（部分払を行う場合の既済部分の確認を含む。）について契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約にかかる監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認（部分払を行う場合の既納部分の確認を含む。）について契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 検査職員は、前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができる。
- 4 検査職員は、工事の請負契約については完了の通知を受けた日から14日、その他の契約については完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

(検査調書)

第48条 検査職員は、検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。

- 2 検査職員は、検査の結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものと認めるときは、その旨及びこれに必要な措置を検査調書に記載して契約担当者に提出しなければならない。
- 3 契約金額が300,000円を超えない契約に係る検査を行つた結果、その給付が当該契約の内容に適合していると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、請求書等の表面余白に契約履行確認の旨並びに年月日及び氏名を記載することをもって検査調書の作成に代えることができる。

(検査結果の通知)

第49条 契約担当者は、工事又は製造の請負契約について検査を行ったときは、その結果を7日以内に契約者に通知しなければならない。

(検査に要する経費の負担)

第50条 契約担当者は、契約者をして、第47条第3項の規定による破壊若しくは分解又は試験に要する経費及びこれらの復旧に要する経費を負担させなければならない。

(監督の職務と検査の兼職禁止)

第51条 契約担当者から検査を命ぜられた補助者は、特別の事由があるときを除き、契約担当者から監督を命ぜられた補助者の職務を兼ねることができない。

(監督及び検査の委託)

第52条 第46条から前条までの規定は、令第167条の15第4項の規定により市の職員以外の者に監督又は検査を委託した場合に準用する。

(部分払の限度額)

第53条 契約担当者は、請負契約に当たっては、その既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れその他の契約に当たっては、その既納部分に対する代価を超えない範囲内で部分払をすることができる。ただし、その性質上可分の請負契約に係る完済部分又は契約期間が2年度以上にわたる請負契約のうち国若しくは県の補助金の交付の対象となるもので、市長が特に必要があると認めるものに係る既済部分にあつては、その代価の全額まで支払うことができる。

2 前金払をしたときにおける部分払の額は、前項の規定により部分払をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

3 前2項の規定により部分払のできる回数は、次によるものとする。ただし、物件の買入れその他の契約で特に必要があると認めるときは、この回数を増加することができる。

(1) 契約金額が3,000,000円以下の契約 2回以内

(2) 契約金額が3,000,000円を超え5,000,000円以下の契約 3回以内

(3) 契約金額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の契約 4回以内

(4) 契約金額が20,000,000円を超え50,000,000円以下の契約 5回以内

(5) 契約金額が50,000,000円を超える場合は、6回に、50,000,000円を超えるごとに1回を加えた回数以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第17号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第9号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第14号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第15号）

この規則は、平成11年6月16日から施行する。

附 則（平成16年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月1日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岩倉市契約規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岩倉市契約規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩倉市契約規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩倉市契約規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第35号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岩倉市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月1日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岩倉市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月27日規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岩倉市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月27日規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岩倉市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月31日規則第15号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岩倉市契約規則は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年10月21日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日規則第12号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第24条、第31条関係)

1 工事又は製造の請負	1,300,000円
2 財産の買入れ	800,000円
3 物件の借入れ	400,000円
4 財産の売払い	300,000円
5 物件の貸付け	300,000円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	500,000円